

## 島根県新商品等による新事業分野開拓事業者認定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新商品の生産又は新役務の提供によって新たな事業分野の開拓を図る事業者（新たな事業分野の開拓を図る創業者を含む。以下「事業者」という。）を県が認定し、当該新商品又は新役務の利用を図ることにより、企業成長を促進させるとともに、県経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 前条に掲げる認定を申請できる「事業者」とは、県内に主たる事業所を有する事業者であって、県の機関において用途が見込まれる物品たる、商品化後概ね5年以内の新商品を生産する者、又は県の機関において用途が見込まれる提供開始化後概ね5年以内の新役務を提供する者とする。

2 この要綱において「新商品」とは、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められるものをいう。

3 この要綱において「新役務」とは、既に提供されている役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に提供されている役務と同一の範疇に属するものであっても既存の役務とは著しく異なる利用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められるものをいう。

### (認定申請)

第3条 認定を受けようとする事業者は、新事業分野開拓事業者認定申請書（様式第1号）に、新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（様式第2号。以下「実施計画」という。）を添付し、認定の申請をするものとする。

- (1) 新商品又は新役務の内容
- (2) 新商品の生産又は新役務の提供の目標
- (3) 新商品の生産又は新役務の提供の実施時期
- (4) 新商品の生産又は新役務の提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

### (認定審査)

第4条 知事は、事業者から申請書が提出されたときは、島根県新商品等による新事業分野開拓事業者認定審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、事業者を認定する。

2 知事は、第1項の規定により事業者の認定または不認定を決定したときは、遅滞なくその旨を申請者へ通知する。

3 審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

### (認定基準)

第5条 前条第1項の認定基準は次のとおりとする。

- (1) 実施計画に係る新商品又は新役務が、第2条第2項又は第3項で定義する内容に合致するものであること。

- (2) 実施計画に係る新商品又は新役務が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 第3条第4号に掲げる事項が新商品の生産又は新役務の提供による新たな事業分野の開拓を確実にするために適切なものであること。
- (4) 実施計画が公序良俗に反しないこと。
- (5) 実施計画が関係法令に違反しないこと。

(認定期間)

第6条 第4条第1項の規定による認定の有効期間は、認定を受けた日から3年間とする。

(実施計画の変更)

第7条 認定を受けた事業者が、実施計画について次に掲げる変更をしようとするときは、知事に変更認定申請書(様式第3号)を提出し、知事の認定を受けなければならない。

- (1) 新商品の生産目標、内容、生産の実施時期若しくは生産の実施方法、又は新役務の提供目標、内容、提供の実施時期若しくは提供の実施方法を変更する場合
  - (2) 新商品の生産又は新役務の提供の実施のために必要な資金の額及び調達方法を変更する場合。
- 2 知事は前項に基づく変更申請書が提出されたときは、変更後の実施計画が第5条に定める認定基準に適合すると確認したのものについて変更認定を行う。
- 3 知事は、前項の規定により変更認定又は不認定を決定したときは、遅滞なくその旨を申請者へ通知する。

(認定の取消し)

第8条 知事は、次のいずれかに該当するときは、審査会の審査を経て、認定を取り消すことができる。

- (1) 実施計画に従って事業を実施していないとき。
  - (2) 第5条に定める認定基準に適合しなくなったとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なくその旨を通知する。
- 3 前項に規定による認定の取消しにより損失が生じたときは、認定事業者がその責めを負うものとする。

(報告等)

第9条 知事は、必要に応じて実施計画の認定基準への適合状況について認定事業者から報告を求めることができるものとする。

- 2 事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、様式第4号により知事に対し届け出るものとする。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、島根県商工労働部産業振興課において所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。